

# 現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R7徳土 徳島小松島港(赤石地区) 小・和田島 芝生敷設工事(2)(着手日指定型)

## 工 程

### 1 他工事等との調整(対象 有)

- 1 本工事区間と同じフィールド内に別途工事を発注(予定)であるため、次の工事を含む連絡調整会議を開催し、施工上の留意点、設計図書と現場との整合性などを確認協議し工事施工の円滑化と品質確保を図ることとする。

なお、本工事は、特別な事情がない限り、令和8年8月中旬までに芝生敷設・養生作業を完了しなければならない。

- ・R7徳土 徳島小松島港(赤石地区) 小・和田島 芝生敷設工事(1)
- ・R7徳土 徳島小松島港(赤石地区) 小・和田島 芝生敷設工事(3)
- ・R7徳土 徳島小松島港(赤石地区) 小・和田島 芝生敷設工事(4)
- ・R7徳土 徳島小松島港(赤石地区) 小・和田島 芝生敷設工事(5)

### 2 施工の制限(対象 有)

本工事の施工にあたっては、基盤改修工事が施工しているため監督員の指示(指示予定日:令和8年3月末)があるまで施工してはならない。この予定の変更に伴い工期変更の必要が生じる場合には、監督員と協議することができる。

- ・R7徳土 徳島小松島港(赤石地区) 小・和田島 緑地基盤改修工事(担い手確保型)(着手日指定型)

### 3 作業時間帯(対象 無)

### 4 工事履行報告書(対象 有)

監督員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う必要があるため、設計図書に基づき工事履行報告書を作成するものとする。

### 5 その他(対象 無)

## 用 地 関 係

### 1 ブロック製作ヤード(対象 無)

### 2 仮置ブロック(対象 無)

## 支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

### 1 支障物件の事前調査(対象 無)

### 2 支障物件の撤去(対象 無)

### 3 立木の置き場所(対象 無)

### 4 その他(対象 無)

## 公 害 対 策

### 1 事業損失防止対策(対象 無)

### 2 濁水処理(対象 無)

### 3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

### 4 六価クロム溶出試験(対象 無)

# 現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R7徳土 徳島小松島港(赤石地区) 小・和田島 芝生敷設工事(2)(着手日指定型)

## 安全対策

### 1 交通安全施設等(対象 有)

交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

### 2 交通誘導警備員(対象 有)

本工事の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 必要日数         | 20日         |
| 交通誘導警備員<br>B | 20人(交替要員無し) |

### 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 無)

### 4 建設用防護管(対象 無)

## 建設副産物

### 1 建設発生土の利用(対象 無)

### 2 建設発生土の搬出(対象 無)

### 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 無)

### 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

### 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

### 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

### 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

### 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

### 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

### 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

### 11 根株等の利用(対象 無)

### 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

## 工事用道路

### 1 工事用道路等の補修(対象 有)

残土搬出等に伴い、現道補修および防塵処理等の必要が生じた場合には、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

## 仮設備

### 1 床掘(対象 無)

### 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

### 3 仮設防護柵工(対象 無)

# 現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R7徳土 徳島小松島港(赤石地区) 小・和田島 芝生敷設工事(2)(着手日指定型)

- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

## そ の 他

- 1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

- 2 標準断面図板設置の省略(対象 無)

※(対象 無)の場合は、標準断面図板の設置が必要である。

- 3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は、しゅん工標の設置を省略する。

※(対象 無)の場合は、しゅん工標の設置が必要である。

- 4 施工計画書(対象 無)

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

- 5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

- 6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

- 7 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)

- 8 セメント・モルタル吹付(対象 無)

# 現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R7徳土 徳島小松島港(赤石地区) 小・和田島 芝生敷設工事(2)(着手日指定型)

9 水抜孔(対象 無)

10 種子吹付(対象 無)

11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 有)

本工事に使用する 芝生については、次表の設計条件を満足するものとし、施工前に設計条件資料等を提出して、使用する芝生の仕様について監督員の承諾を得なければならない。また、品質確認の試験方法について資料を提出し、監督員の承諾を得ること。試験の結果、この規格値に合致しない項目がある場合は、発注者との協議により必要に応じて土壌改良材の配合等を対策を検討することとする。

①暖地型芝草をベースとした健全な芝生ソッドとする。

②暖地型芝草は1枚の栽培地(圃場)で出荷日までの、12ヶ月以上栽培されたものとする。ただし、やむを得ず、12ヶ月未満のものを使用する場合は、事前に監督員と協議を行うこと。

③栽培地(圃場)の芝床は、砂とする。

④芝生ソッドは、幅 0.374m、長さ 1.35m、厚さ 10mm程度のロール芝を想定している。これによらない場合は、監督員に協議すること。

⑤芝草は種子証明及び栽培履歴(播種日、施肥、消毒散布日・種類、床土配合)を提出すること。

⑥使用する芝草の品質については、連絡調整会議において調整を密にし、病害虫の発生や蔓延のないことを確認した製品とし、生育差等を最小限に抑えること。

## <芝生材料(砂)の品質確認(分析試験)と規格値>

| 名称    | 試験種別                 | 規格値                                     | 備考                                                             |
|-------|----------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 床土(砂) | pH(H <sub>2</sub> O) | 5.5～7.5                                 | ガラス電極法「土壌環境分析」                                                 |
|       | 電気伝導率(EC)            | 0.2ds/m以下                               | 電気伝導率計法「土壌環境分析」                                                |
|       | 飽和透水係数               | 1×10 <sup>-4</sup> m/s以上<br>(360mm/h以上) | 定水位法「土壌環境分析」                                                   |
|       | 三相分布                 | —                                       | 実容積法「土壌標準分析・測定法」<br>芝生敷設後にコアサンプラーで抜き取って調査する。あわせて床土厚と根長を確認すること。 |

## <完成した芝生の品質確認試験と規格値>

| 種別 | 試験項目        | 試験方法 | 規格値                  | 頻度                        |
|----|-------------|------|----------------------|---------------------------|
| 土壌 | 現場透水試験      | リング式 | 200～800mm/h          | 1,000m <sup>2</sup> 毎に1箇所 |
| 芝生 | 雑草病虫害の有無    | 目視   | 病虫害の見られないこと          | 芝生全面                      |
|    | ディボット、不陸の有無 | 目視   | ディボットおよびあきらかな不陸がないこと | 芝生全面                      |

本工事で使用する床砂については、その取扱量等から「県外産の海洗い砂」を想定しているが、共通仕様書における「県内産資材の原則使用」の規程を踏まえ、県内産の砂を使用する場合、上記規格値及び設計図面に記載の粒度分布等特記事項を満たすものとする。

13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)

14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

# 現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R7徳土 徳島小松島港(赤石地区) 小・和田島 芝生敷設工事(2)(着手日指定型)

16 新技術の活用について(対象 無)

17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)

19 適用図書(対象 有)

本工事の施工は、特記仕様書の他、下記に示す図書による。

- (1) 工事請負契約書、設計図書
- (2) 「徳島県土木工事共通仕様書」<最新年度版>
- (3) 「屋外体育施設の建設指針」(公財)日本体育施設協会編<最新年度版>
- (4) 「都市公園技術標準解説書」(一社)日本公園緑地協会<最新年度版>
- (5) その他、定めのないものについては監督員と協議の上、その指示によるものとする。

20 芝床工(対象 有)

床砂を敷く際は、隣接工事境界部、既設側溝境界部に、段差が生じないよう高さを合わせるように施工し、転圧、不陸調整を行い、床砂を平坦に仕上げる。

21 張芝工(対象 有)

現場に搬入した芝生は速やかに張芝を施工すること。やむを得ず現場にて一時保管をする場合には、シート養生や灌水により乾燥しないように適切に養生を行うこと。  
芝生の継ぎ目は隙間が生じないように敷設すること。また、継ぎ目は千鳥配置となるよう敷設すること。

22 芝生初期養生(対象 有)

張芝施工後、工事期間内(工事竣工引き渡しまで)は請負者の責任において芝生の養生管理を実施すること。

監督員及び当該施設の指定管理者と十分協議の上、事前に維持管理計画書および芝フィールド調査計画書を監督員に提出し、管理の実施結果を監督員に報告すること。  
なお、管理項目については、以下を見込んでいるが、関係機関等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

1 刈込

刈込回数は芝生の生育状態に応じて調整するが、ターフの品質を落とさないように、適宜刈込みを実施する。

刈込機械は3連リールモア又は自走式グリーンモアを使用する。刈高については、監督員と協議の上、決定のこと。

刈リカスは残さないように随時回収し、監督員が指示する箇所へ集積すること。

2 施肥(粒肥)

芝生の初期養生期間中は適切に(散布量を少なめに回数を多く)施肥を実施し、生育促進をはかる。

施肥を実施した場合は、肥料焼けを防止するために全面に散水すること。

施肥量・回数だけではなく、成分にも注意して施肥を行うこと。

3 施肥(液肥)

液肥の散布には、特に微量要素分の供給に注意しながら資材を選択して作業を行うこと。

4 薬剤(殺菌・殺虫剤)散布

必要に応じて、芝へのダメージが特に高い病虫害に的を絞った対処を行い、深刻な病害を発生させないようにする。材料の選定については、安全性の高い芝生登録されている薬剤とすること。

5 転圧

ターフ表面の凸凹をローラー転圧にて不陸修正を行うこと。

6 散水

スプリンクラーを使用して散水することを基本とし、散水が行き届きにくい端部については必要に応じて人力にて散水して補完するものとする。なお、水道の使用に際しては使用方法等について施設管理者と協議し、料金は受注者の負担とする。

7 除草

発生した雑草は人力にて適宜抜き取るものとする。

8 生育状況調査

芝の生育状況を調査して、管理作業の成果あるいは対処方法を管理報告書(週報)として監督員に提出・報告すること。

9 報告

作業実施時に何らかの事故や異変があった場合は、ただちに監督員に連絡し、対応策を協議すること。

# 現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: R7徳土 徳島小松島港(赤石地区) 小・和田島 芝生敷設工事(2)(着手日指定型)

## 23 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/>